

副理事長選任に関する申し合わせ

2011年5月19日制定

2019年3月22日改定

1. この申し合わせは、公益社団法人日本麻酔科学会（以下、「この法人」という。）の定款第30条に基づく常務理事の理事長業務に関わる職務代理の順序に関し必要な事項を定める。
2. 理事会は、常務理事の中から理事長業務に関わる職務代理者として副理事長を2名まで選任することができる。副理事長が2名の場合は、その順位付けを行う。
3. 上位の副理事長は、定款第30条に基づき、理事長に事故あるときにその業務に関わる職務を代理する。
4. 選任された常務理事の代理順位は理事長の就任期間に限って有効とする。
5. この申し合わせの変更は、諸規則制定に関する規程第4条（5）に従ってなす。

附 則

1. この申し合わせは2011年5月19日から施行する。